



第 8 回小美玉市自治基本条例策定委員会



平成19年5月15日(火)午後1時30分～
小川文化センター 2階会議室(1)



～ プログラム ～

開 会

1. 前回の確認について
2. 第1次素案の検討
3. パブリックコメントの確認及び条文の表現について
4. 次回の策定委員会検討内容について
5. 次回策定委員会の開催について
6. その他

閉 会



小美玉市自治基本条例パブリックコメント実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、小美玉市が小美玉市自治基本条例案（以下「条例案」という。）を策定するに伴い、広く市民等に情報提供し、その意見を反映するためのパブリックコメント手続を実施することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「市民等」とは、本市の区域内に住所を有する個人及び法人その他の団体をいう。

（パブリックコメント手続）

第3条 市長は、条例案を策定するに伴い、広く市民等の意見を募集するためパブリックコメント手続を実施するものとする。

- 2 市長は、前項の手続を行った上でなければ条例案を策定することができない。
- 3 意見の募集は、募集期間、方法等についてホームページ等により広く周知する。
- 4 意見の募集は、1回以上実施する。

（条例案等の公表）

第4条 条例案等の公表は、当該案等を示すほか、その案等の趣旨、目的及び背景を記した資料その他内容を理解する上で必要な資料を市のホームページへ掲載するとともに、所管課及び各総合支所へ備え付けることにより行う。

（意見の提出方法）

第5条 意見の提出方法は、郵便、ファックス、電子メールその他市民等の意見が文書又は電子的記録として残るものに限る。

- 2 条例の案等に対する意見として受け付けることができるものは、意見を提出しようとする者の氏名又は名称及び連絡先が明記されているものに限る。

（個人情報の保護）

第6条 前条第2項により提出者に明示させた氏名又は名称及び連絡先その他の個人情報を小美玉市個人情報保護条例（平成18年小美玉市条例第11号）の趣旨にのっとり、適切に管理しなければならない。

（意見及び回答の公表）

第7条 市長は、第5条により提出された意見について、その内容を十分に検討し、必要に応じ、条例案等を修正する。

- 2 市長は、一定の期間内に提出された意見の概要による修正、これらに対する市の考え方

及び条例案等が修正された時は、当該修正案を公表する。

3 前項の公表の方法は、第4条の規定を準用する。

4 市長は、提出された意見に、特定の個人又は法人その他の団体の権利利益を害するおそれがある情報その他公表することが不適当と判断される事項が含まれているときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

(庶務)

第8条 パブリックコメント手続の庶務は、市長公室秘書広聴課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月13日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、(仮称)小美玉市自治基本条例を公布した日に、その効力を失う。